

ご存じですか？ふれあい保険

| 傷害保険 | | | 賠償責任保険 | | 補償限度額 |
|---------------------|----------------------|---------|---|---------------|-------------|
| 通院保険金 | 入院保険金 | 後遺障害保険金 | 受託物賠償 | 対人・対物賠償 | |
| 1日20000円 (90日限度) | 1日30000円 (180日限度) | 500万円 | 1事故につき 100万円 | 1事故につき 5億円 | |
| 死亡保険金 500万円 | | | 自然災害や故意による事故、同居の親族に対する事故、自動車の運行・管理、施設の建設・改築・改造、修理工事による事故など | | 対象とならない事故など |
| 後遺障害保険金 500万円 | | | 自然災害や故意による事故、被補償者の自殺行為・犯罪行為・脳疾患・疾病・心身喪失などによる事故、危険度の高い活動での事故、他覚症状のないむちうち症や腰痛など | | |

市では、社会活動中に万が一事故が発生した場合、治療費などの一部を補償するため、社会活動災害補償保険（ふれあい保険）に加入しています。

対象活動
自治会、青壮年団、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体が行う社会活動
※スポーツ少年団活動を除く

注意事項
ふれあい保険により支給される保険金はあくまで見舞金程度と考慮いただき、活動の際には、事前に他の保険（ボランティア活動保険、スポーツ安全保険など）への加入を検討するなど、事故対応に万全を期してください。

問合せ 総務課 行政G
☎73・8004



事故が発生したときは
万一、活動中に事故が発生したときは、事故から14日以内に団体を担当している課へ連絡し、事故報告書を出してください。

また、市が主催する行事での事故は、会場で係員に申し出てください。行事の担当課が事故報告書を作成します。

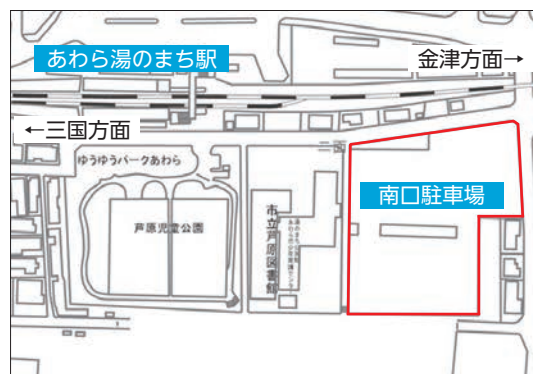
湯のまち駅南口駐車場の月極利用開始について

5月から月極利用を開始します。月極利用を希望する場合は、月極駐車場利用許可申請書を生活環境課の窓口へ提出するか、メールでお送りください。申請書は、窓口にあるほか、ホームページからダウンロードできます。

※申請書を受領後、納付書をお送りします。入金確認後に許可書を発送しますので、時間に余裕を持って申請してください。

月極駐車場の契約料金
3000円/月(最大30台募集)

問合せ 生活環境課
☎73・8017



児童手当制度の見直しについて

児童手当制度の見直しに伴い、6月から次の2点が変更となります。詳しくは、お問い合わせください。

① **所得上限限度額の設置**
児童手当受給者の所得が所得制限限度額を超過する場合は特例給付（児童一人5000円/一カ月）となりますが、令和4年6月分から特例給付に所得上限限度額が設定され、受給者の所得が所得上限限度額を超過すると児童手当が支給停止となります。支給停止の対象となる人には6月ごろに通知を送付します。

② **現況届原則廃止**
これまで毎年6月に提出していた現況届が不要となります。ただし次の人は引き続き提出が必要です。
※5月ごろに案内を送付します。
・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地があわら市と異なる人
・支給要件児童の戸籍がない人
・支給要件児童の住民票が市外の人
・離婚協議中で配偶者と別居している人
・法人である未成年後見人
その他、市から提出の案内があった人

問合せ 子育て支援課
☎73・8021

グリーンカーテンの苗を配布します

エコ市民会議では、地球温暖化防止のため、グリーンカーテンの普及に取り組んでいます。今年もグリーンカーテン用のゴーヤの苗を配布します。

秋にはグリーンカーテンコンテストも予定しているので、チャレンジしてみませんか？

とき 5月19日(木)
(時間は表のとおり)

対象 市内に住む人・市内の事業所

持ち物 苗を持ち帰る袋や入れ物

申込み 【期間】4月15日(金)～5月16日(月)
※8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)

問合せ あわら市エコ市民会議事務局(生活環境課内)
☎73・8018

| 配布時間 | 配布場所 |
|---------------|-------------|
| 10時～11時 | 湯のまち公民館前 |
| 13時30分～14時30分 | あわら市役所西側駐車場 |

▲メールでも申し込みできます。

福祉タクシー助成事業の制度が変わりました！

対象 市内に住所がある障がい者(※)ただし、自ら自動車を所有し運転する人は対象になりません。

※障がい者とは
・身体障害者手帳を所持し、等級が1～3級の人
・療育手帳を所持し、重症心身障害児(者) 福祉手当が該当と判定された人
・精神障害者保健手帳を所持し、等級が1、2級の人

助成方法 1枚500円として、1年度あたり36枚交付されます。1回の乗車料金の範囲内で複数枚利用できます。

申請期間 4月1日から受け付けを開始しています。

問合せ 福祉課 福祉総務G
☎73・8020

オオキンケイギク除去イベントを開催します

オオキンケイギクは、北米原産の多年草で、コスモスに似た黄色の花を咲かせる植物です。繁殖力があまりに強く、定着してしまうと在来の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまいます。

北潟湖のオオキンケイギクを除去しながら、身の周りの自然をどう保全していくか、みんな考えてみましょう！

とき 5月12日(木)
9時30分～11時
9時から受け付け

ところ 北潟湖畔
(北潟公民館駐車場集合)



定員 30人程度(当日参加も可)
※小雨決行・荒天中止
駆除作業ができる服装、帽子、飲み物 など

申込み 【期限】5月10日(火)

問合せ 北潟湖自然再生協議会事務局(生活環境課内)
☎73・8018
✉seikatsu@city.awara.lg.jp

子ども、母子父子家庭等医療費助成のお知らせ

4月は健康保険証や住所など異動の多い時期です。次のような場合には、子育て支援課で手続きを行ってください。郵送による手続きも可能です。

住所や健康保険証に変更がある場合
提出物
① 医療費申請事項変更届
② 新しい保険証
③ お持ちの医療受給者証
※郵送の場合は②は写し、③は原本を添付してください。

※母子父子家庭等医療費助成を受けている人は、世帯構成が変わったときや児童を産まなくなった(児童が転出した)場合にも申請が必要です。詳しくはホームページをご確認ください。

【**県外の医療機関を受診した場合等**】
医療機関窓口で支払った医療費を助成します。

提出物
① 医療費助成申請書
② 医療機関等で発行された領収書

※申請期限は診療を受けた月から1年以内です。
※郵送の場合は②は原本を添付してください。
※保険適用外の支払分などは対象外です。

問合せ 子育て支援課
☎73・8021

